

# “隣地購入者”に上限**50万円**補助します

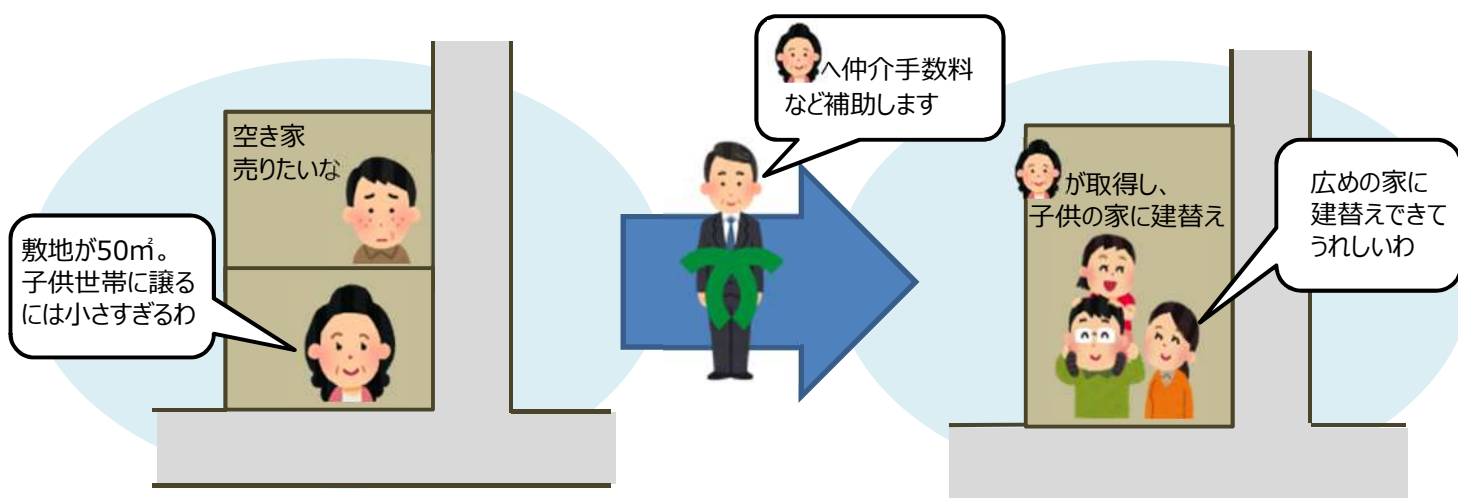
—隣地統合による住環境改善支援—

狭小地  
を解消

神戸市では、隣地統合により狭小地を解消し、住環境の改善を目指しています。そこで、**隣地購入者**へ売買にかかる“登記費用”や“仲介手数料”等、経費の一部**50万円**（上限）を補助します



**契約締結前**に申請することが条件のため、隣地購入前にご相談ください。



## 条件

- ・平成30年10月1日時点において、隣地もしくは自己所有地が**60㎡未満**（隣り合う敷地を両方購入する場合はいずれかが**60㎡未満**）
  - ・取得予定用地と自己所有地が2m以上接していること
  - ・異なる者が所有していること
- 等

申請受付は、**2022年1月31日まで**

（ただし、予算がなくなり次第終了）

完了実績は、2022年3月31日までに提出すること



さらに、隣地統合後、歩行者が自由に通行できる空地を整備した場合（一定の条件あり）、工事費等の一部50万円を補助します

## 隣地解体の同時申請可

解体費の一部  
最大**100万円**を  
補助します  
受付は2021年12月末まで



まずは、ご相談ください

神戸市すまいとまちの安心支援センター“すまいるネット”

TEL:078-647-9933 FAX:078-647-9912（水曜・日曜・祝日を除く）10:00~17:00